

パブリックコメントで寄せられたご意見と対応について

■ 意見を求めた案件 糸魚川市地域防災計画（修正案）

- 総則編、震災対策編、風水害対策編、個別災害対策編（火山災害対策を含む）の修正
- 津波災害対策編、原子力災害対策編の新規策定

■ 意見募集期間 平成 26 年 3 月 25 日（火）～平成 26 年 4 月 25 日（金）

■ 意見の数及び人数 1 件 1 名

■ 寄せられた意見に対する考え方の案

A 提出された意見を計画に反映、または一部を反映することとしたもの	0 件
B 提出された意見が既に計画に記述済みのもの又は織り込み済みのもの等、変更をしないこととしたもの	1 件
C 今回の計画には修正又は記述しないが、今後実施又は検討課題とするもの	0 件
D 今回の計画には反映しないこととするもの	0 件

意見概要とそれに対する考え方の詳細は、2 ページのとおり。

意見概要と考え方

意見概要	<p>震災対策編 第1章「第1節 地震被害想定」</p> <p>今回、津波災害対策編が新設されたにもかかわらず、地震被害の想定は変わらなかった理由等について、注釈を入れた方が理解されやすいと思います。</p>
考え方の案	<p>既に計画に記述済みのため、変更をしないこととする。 B</p> <p>津波災害対策編は、従来の震災対策編から津波に関する各種対策等について、独立し強化することを目的に新規策定するものです。</p> <p>従来の震災対策編に記載されていた津波に関する対策等については、原則として津波災害対策編に移行しますが、震災対策編の被害想定には、平成10年の「新潟県地震被害想定調査報告書」の結果を抜粋し、津波による被害想定についても記載しています。</p> <p>今回、津波災害対策編の策定にあたり、津波浸水深などの想定は、直近の調査結果である「新潟県津波浸水想定調査」（新潟県が平成23年度から平成25年度に実施）に基づいていますが、同調査では、津波による被害想定は調査されていないため、震災対策編第1章第1節の被害想定については記載内容を変更していません。</p> <p>なお、震災対策編には、津波災害対策編の策定にかかる被害想定に関する注釈は付けていませんが、津波災害対策編第1章第1節には、上記調査で被害想定が検討されていないため、震災対策編の被害想定を準用することを明記してあります。</p>